

第5次佐賀県障害者プラン
第7期佐賀県障害福祉計画
第3期佐賀県障害児福祉計画

＜令和6年度実績＞

健康福祉部障害福祉課
令和7年11月25日

第5次佐賀県障害者プランとは

障害者基本法(第11条第2項)に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的考え方や施策の方向及び達成すべき福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者施策の総合的、計画的な推進を図るため定めた計画

＜計画期間：R3～R8年度(6年間)＞

※ 政府が策定した、「障害者基本計画」を基本として策定

プランの基本的考え方

1 基本理念

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を目指します。

2 基本目標

- I 地域で安心して暮らしている
- II 地域で働き、生きる喜びを感じる
- III 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

第7次障害福祉計画とは

障害者総合支援法(第89条)に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な確保のために定めた計画

第3次障害児福祉計画とは

児童福祉法(第33条の22)に基づく、障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保のために定めた計画

※ 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して策定

(参考)

第1期障害福祉計画 : 平成18(2006)年度～平成20(2008)年度

第2期障害福祉計画 : 平成21(2009)年度～平成23(2011)年度

第3期障害福祉計画 : 平成24(2012)年度～平成26(2014)年度

第4期障害福祉計画 : 平成27(2015)年度～平成29(2017)年度

第5期障害福祉計画 :

第1期障害児福祉計画 : } 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度(3年間)

第6期障害福祉計画 :

第2期障害児福祉計画 : } 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度(3年間)

第7期障害福祉計画 :

第3期障害児福祉計画 : } 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度(3年間)

計画の目的

障害福祉計画

障害児福祉計画

障害者プラン(根拠:障害者基本法)の基本理念である、『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会』を実現するため、生活支援である障害福祉サービス、相談支援、居住支援、障害児通所支援等の計画的な確保を図る。

障害者プランと福祉計画の関係

第5次佐賀県障害者プラン

【位置づけ】

障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者基本法第11条に基づき、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのもの

【計画期間】 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度(6年間)

(施策の体系)

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援
2. 保健・医療
3. 生活環境
4. 安全・安心

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業
2. 文化芸術活動・スポーツ
3. 情報アクセシビリティ

III 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

1. 教育
2. 広報・啓発活動の推進
3. 差別解消及び権利擁護等の推進



第7期佐賀県障害福祉計画 第3期佐賀県障害児福祉計画

【位置づけ】

障害者プランに掲げる生活支援の事項中、
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に
関する実施計画的位置づけ

【根拠法】

障害者総合支援法第89条
児童福祉法第33条の22

【計画期間】

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
(3年間)

令和6年度実績

第5次障害者プラン

1 生活支援

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
障害者グループホームの定員数	2,472人	2,704人	○	2,545
障害児通所支援事業所数	366カ所	394カ所	◎	400カ所
強度行動障害支援者研修受講者数	2,158人	2,349人	○	2,503人
サービスの質の向上を図るための体制構築	体制有	体制有	◎	体制有

2 保健・医療

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
医療型レスパイト施設の設置数	3圏域に8カ所	3圏域に8カ所	○	8カ所 (全5圏域に 1カ所以上)
難病相談支援センター利用者満足度調査における「満足」「ほぼ満足」の回答率	97.9%	100%	◎	100%
統合失調症の入院患者数	1,501人	1,341人	◎	減少 (基準: 1,583人 第5次改定時)
心の健康づくり実行宣言事業所の数	155カ所	155カ所	△	160カ所
精神病床における入院後12か月時点の退院率	78.2%	75.3%	△	87.8%
入院中の精神障害者のうち、高齢5年以上入院からの退院者数	34人	22人	△	増加 (基準: 114人 第5次改定時)

3 教育

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
特別支援学校高等部の生徒における就職者率	42.9%	38.4%	○	37.2%
特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	27.2%	29.8%	○	31.3%

4 文化芸術活動・スポーツ等

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
日常的にスポーツに親しむ障がい者の割合	31.3%	41.1%	○	42%以上
佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置	設置	設置	◎	設置
字幕・手話入りDVD等貸出数	130件	72件	△	360件

5 雇用・就業等

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
民間企業の障害者雇用率	2.80%	2.87%	◎	2.96%
公的機関の障害者雇用率	県の機関及び教育委員会は、すべて法定雇用率達成。市町の機関は、31機関中、23機関が法定雇用率達成(74.2%)	県の機関及び教育委員会は、 4機関中3機関で法定雇用率達成。市町の機関は、31機関中23機関で法定雇用率達成。地方独立行政法人は法定雇用率未達成。	△	県内のすべての公的機関で法定雇用率達成
県庁における福祉施設からの調達額	55,068千円	48,246千円	△	58,000千円
一般就労への年間移行者数	133人	192人	◎	176人
就労継続支援B型等の平均工賃月額	24,675円	26,114円	◎	27,700円
40.0人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	459人	538人	◎	570人
40.0人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数	1,101人	1,159人	○	1,200人
40.0人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数	680人	709人	○	806人
障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数	208件	204件	◎	200件以上
障害者就業・生活支援センター1年後の定着率	75.6%	78.0%	○	80%以上

6 生活環境

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
PP（パーキングパーミット） 制度協力施設数	1,912施設	1,916施設	△	2,000施設
地域交通の見直しや利用促進に 取り組む市町の数（単年度単位）	15市町	16市町	◎	10市町
高齢者人口に対する高齢者向け 住宅の割合	3.8%	3.8%	○	4.0 (R7年度)
居住支援法人の活動する市町数	20市町	20市町	◎	20市町 (R4年度)
高齢者の居住する住宅における バリアフリー化率	49.9%	—% ※	△	75% (R7年度)

※高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー化率は国が実施する5年に一度の調査（前回：R5）
から算出するため、R6実績は算出できない。

7 安全・安心

事 項	実績		進 捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数	10市町	12市町	○	20市町
グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設置率	100%	100%	◎	100%

8 広報・啓発

事 項	実績		進 捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
「障害者月間」の認知度	20.9%	23.3%	△	80%
ヘルプマークの認知度	57.4%	62.4%	△	80%
「課外授業」実施校	・高校 39校 ・中学 47校 (H20~R5年度)	・高校 45校 ・中学 54校 (H20~R6年度)	○	・高校 51校 ・中学 50校 (H20~R8年度)

9 差別解消及び権利擁護

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
障害者差別解消法出前講座回数	35回	42回	◎	36回
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	20.7%	16.2%	△	80%
障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の認知度	27.9%	22.1%	△	80%
虐待に関する出前講座回数	53回	53回	◎	50回

10 情報アクセシビリティ

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R5年度	R6年度		
手話通訳者等の登録者数	97名	100名	△	130名
要約筆記者の登録者数	39名	37名	△	50名
失語症支援者の養成研修会実施回数	1回	1回	◎	1回
耳マークの認知度	32.0%	36.3%	△	80%

第7期佐賀県障害福祉計画及び 第3期佐賀県障害児福祉計画

成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に
係る体制の構築

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標①】地域生活への移行者数

2022(令和4)年度末時点の施設入所者数の7.0%以上が2023(令和5)年度から2026(令和8)年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

	2022 (令和4) 年度末 入所者数	2023 (令和5) 年度	計画期間			2023(令和5)年度から 2026(令和8)年度まで の移行者数の合計	7.0%
			2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度		
目標		17	20	23	31	91	
実績	1,293	16	8				%

【目標① 圏域毎実績】

	2024(令和6)年度		
	目標	実績	割合
全体	20	8	40%
中部	7	3	43%
東部	2	1	50%
北部	3	2	67%
西部	3	1	33%
南部	5	1	20%

【目標①】目標未達成の要因

障害の程度や特性上、施設入所が必要な方が一定いらっしゃること、また、重度の障害のある方を受け入れることができるグループホームの不足により、地域移行が困難なケースもある。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標②】施設入所者数

2026(令和8)年度末の施設入所者数を2022(令和4)年度末時点から5.6%以上削減することを目指します。

	2022 (令和4) 年度末 入所者数	2023 (令和5) 年度	計画期間			2022(令和4)年度から 2026(令和8)年度まで の削減数の合計
			2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	
目標		1,284	1,270	1,248	1,221	△72
実績	1,293	1,260	1,238			△5.6%

【目標② 圏域毎実績】

	2022年度末	2024(令和6)年度			
		目標	実績	削減数	割合
全体	1,293	1,270	1,238	△32	△2.5%
中部	494	485	466	△19	△3.9%
東部	150	146	152	6	4.0%
北部	211	205	190	△15	△7.1%
西部	132	131	131	0	0%
南部	306	303	299	△4	△1.3%

①福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■相談支援の充実

- ・障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口等へ障害者相談支援の知識・経験が豊富な相談支援アドバイザーを派遣し、機能の充実を図った。

■施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

- ・グループホーム整備に係る補助制度を設けており、補助制度の周知やグループホーム開設に向けたアドバイス等の支援を行ったことにより、グループホームの箇所数は増加した。

○グループホームの箇所数及び定員数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	379箇所	390箇所	401箇所	412箇所	423箇所
	実績			463箇所	箇所	箇所
定員数	目標	2,329人	2,383人	2,437人分	2,491人分	2,545人分
	実績			2,704人分	人分	人分

①福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■重度障害者の支援体制の整備

- 重度障害者向けグループホーム整備に係る補助制度の周知などを行ったが、箇所数の増加には至らなかった。

○重度障害者向けグループホームの箇所数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	10箇所	10箇所	12箇所	13箇所	14箇所
	実績			10箇所	箇所	箇所

■レスパイトの充実

- 医療型短期入所事業所の体制整備に係る補助制度を設けるなどの取組を行った結果、県全体の箇所数としては目標を達成している。西部圏域及び南部圏域が未整備となっており、地域偏在が課題となっている。

○医療型短期入所事業所の箇所数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
	実績			8箇所	箇所	箇所

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

地域生活への移行者数については、障害の程度や特性上、施設入所が必要な方が一定いらっしゃること、また、重度の障害のある方を受け入れることができるグループホームの不足により、地域移行が困難なケースもあり、目標を下回った。

今後の対応方針

重度障害者向けグループホームの整備や医療型短期入所の充実といった取組を引き続き推進する。

また、地域移行が可能な入所者に対し、市町と連携して働きかけを行っていく。

② 精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標①】

2026(令和8)年度の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.2日以上とすることを目指します。

		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
退院後 1年以内の 平均生活 日数	目標	—	—	—	—	—	—	325.2日
	実績	322.5日	324.7日	未公表	未公表	未公表	未公表	未公表

※厚生労働省化学研究班により算出された最新データが2021年の実績であり、以降は公表されていない。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標②】長期入院患者数

2026(令和8)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を2022(令和4)年度末の2,107人から減少させることを目指します。

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
精神病床 における 1年以上 長期入院 患者数	目標	減少 させる				
	実績	2,107人	2,200人	2,077人	人	人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標③】入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率

2026(令和8)年度における入院後3か月時点の退院率を62.8%以上、6か月時点の退院率を79.8%以上、1年時点の退院率を87.8%以上とすることを目指します。

		2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	参考値 R6年度 (県調査)
3か月 時点	目標	60.8%	-	-	-	-	-	-	62.8%	
	実績		61.8%	61.1%	未公表	未公表	未公表			65.3%
6か月 時点	目標	78.5%	-	-	-	-	-	-	79.8%	
	実績		78.7%	77.6%	未公表	未公表	未公表			78.3%
1年 時点	目標	85.8%	-	-	-	-	-	-	87.8%	
	実績		86.4%	85.5%	未公表	未公表	未公表			85.8%

※厚生労働省の統計データにより実績が把握できる指標であり、2021年度の公表データが最新となっているため、以降の実績を現時点で把握できない。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進

- 精神疾患に関する正しい知識の普及、差別や偏見の解消を目的に、県民を対象とした参加型のイベント「さがスマイルフェスタ(精神保健福祉大会)」を開催した。
- 県民や支援者を対象に精神疾患に関する研修会を実施した。

■保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ

- 精神障害者の地域移行に関わる保健医療福祉関係者での地域課題に対する協議の場を活用し、意見交換を実施した。
- 措置入院者退院後支援事業は、入院早期から関わることにより障害者と支援者による個別支援の協議の場となり、障害者にとっても支援者やサービスを知り活用するきっかけとなっている。

■退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

- グループホーム整備に係る補助制度の周知やグループホーム開設に向けたアドバイス等の支援を行った結果、主として精神障害者を対象としたグループホームは1箇所増加したが、目標とする箇所数には至らなかった。

○主として精神障害者を対象としたグループホーム数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	37箇所	37箇所	41箇所	42箇所	43箇所
	実績			38箇所	箇所	箇所

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ

- ・ 精神科病院実地指導時に退院支援体制の確認及び指導を実施した。
- ・ 精神医療審査会において医療保護入院者の医療の適正化に努めた。

■合同研修の実施

- ・ 精神障害者が地域で自分らしく生活するための支援について精神科病院職員、市町職員、福祉事業所職員等を対象とした研修を開催した。

■精神科救急医療システム体制の整備事業

- ・ システム構築済の精神科救急医療に関して、より充実させるため、精神科救急情報センター、佐賀県精神科病院協会などの関係機関及び府内関係各課と協議を行った。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る

評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

- ・身体疾患を合併した入院患者の増加等により、長期入院者数は概ね横ばいとなっている。
- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は増加している。
- ・精神科病院等からの退院先となるグループホームの数が目標を下回った。

今後の対応方針

- ・精神障害者が地域で安心して生活できるための相談体制整備を行う。
- ・また、退院後の住まいの場の確保のため、精神障害者が利用できるグループホームの整備を推進する。

③ 地域生活支援の充実

③地域生活支援の充実

【目標①】

2026(令和8)年度末までの間、地域生活支援拠点等(多機能拠点整備型又は面的整備型)を障害保健福祉圏域ごとに1つ以上確保し、コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の構築等、その機能等が維持・充実されることを目指します。

○地域生活支援拠点等の整備数(令和6年度末時点)

圏域		中部	東部	北部	西部	南部	
箇所数	実績	2023	2	1	0	0	1
		2024	2	1	1	2	1
	目標	2026	1	1	1	1	1

【目標②】

各圏域の自立支援協議会の拠点部会等において、年に1回以上は拠点等が有する機能の充実に向けた検証、検討を実施します。

- 一部の圏域の自立支援協議会においては、拠点等の機能を維持していくための検討や課題共有が行われたが、更なる機能充実に向けた検証・検討が必要。
- 拠点等の機能の充実にあたっては、県自立支援協議会においても、現状や課題等を把握し共有するなど、圏域の自立支援協議会とともに取り組んでいく必要がある。

③地域生活支援の充実

【目標③】

佐賀県発達障害者支援地域協議会の作業部会である強度行動障害支援部会において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握するとともに、支援者フォローアップ研修やアドバイザー派遣事業を実施し、支援体制の整備を進めます。

- ・ 強度行動障害の状態にある方やその家族がどのような生活状況か、またどのような困りごとがあるのかを把握するため、令和7年度に実施する実態調査の内容や方法等について、強度行動障害支援部会において協議を行った。
- ・ フォローアップ研修及びアドバイザー派遣事業については、実効性のある研修だと受講者から高い評価を得た。今後も、受講者個人のスキルアップはもちろん、職場でのチームとしての支援力が向上するよう取り組んでいく。

③地域生活支援の充実に係る評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

各圏域の自立支援協議会において拠点整備に向けた協議を続けた結果、全圏域において整備済となったが、機能の維持・充実を図るため、圏域での協議はもちろん、圏域だけでは解決できない課題を県自立支援協議会で協議できる仕組みの構築を図っていく必要がある。

今後の対応方針

圏域の自立支援協議会にアドバイザーを派遣し、助言や情報提供を行い機能充実を図っていくとともに、県自立支援協議会で更なる協議を行い地域生活支援の充実を図っていく。

④ 福祉施設から一般就労への移行

④福祉施設から一般就労への移行

【目標①】

福祉施設の利用者のうち、2026(令和8)年度中に一般就労に移行する者を2021(令和3)年度実績の1.28倍以上の176人を目指します。

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
目標		-	-	160人	168人	176人
実績	137人	133人	133人	192人		

④福祉施設から一般就労への移行

【目標②】

2026(令和8)年度における就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上である事業所が、就労移行支援事業所の5割以上を占めることを目指します。

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
目標		-	-	-	-	5割以上
実績	6.7割	5.4割	5.0割	7.0割		

④福祉施設から一般就労への移行

【目標③】

地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関の連携した支援体制の構築について、協議会(就労支援部会)等を活用して推進します。

- 各地域の自立支援協議会就労支援部会の会議に参加し、意見交換や県施策の周知などを行い、連携を深めた。

④福祉施設から一般就労への移行

【目標④】

就労定着支援事業の利用者数を2026(令和8)年度中に2021(令和3)年度末実績の1.41倍以上となることを目指します。

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
目標	28人	-	-	-	-	40人以上
実績		-	24人	17人		

【目標④】目標未達成の要因

就労先企業の支援体制が整っており特段の支援を要さなかったケースや、利用料のかからない障害者就業・生活支援センターによる支援を受けたケース等、定着支援事業所の利用に至らない移行者が多かった

④福祉施設から一般就労への移行

【目標⑤】

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2026(令和8)年度中に2割5分以上とすることを目指します。

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
目標	-	-	-	-	-	2割5分 以上
実績		2割5分	1割3分	2割5分		

④福祉施設から一般就労への移行 のための取組

■就労支援スタッフによる支援

- ・ 障害者就労支援スタッフが、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と連携し、福祉施設利用者等の就労支援を行った。

■障害者就業・生活支援センターとの連携

- ・ 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施した。

■障害者就労支援チームによる就労支援

- ・ 労働局、ハローワーク等関係機関と連携して、チーム支援を行った。

④福祉施設から一般就労への移行 のための取組

■障害者の就労移行・定着支援

- ・ 障害者の一般就労に向けた支援ができるよう就労移行を支援するとともに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう就労定着支援を促進した。

■就労移行支援事業所の充実

- ・ 障害者の一般就労に向けた支援ができるよう、就労移行を支援した。

■企業への障害者雇用の働きかけ

- ・ 法定雇用率未達成企業を中心に、ハローワーク、佐賀障害者職業センター等と連携した働きかけを通じ、法定雇用率達成に向けた取組を進めた。

④福祉施設から一般就労への移行 のための取組

■障害者雇用促進企業等の登録

- ・ 県の物品等の調達において優先調達する「障害者を多数雇用している事業所等」の登録を行い、障害者雇用の理解促進を図った。

■多様な委託訓練の実施

- ・ 企業、社会福祉法人等の委託訓練先を開拓し、障害者のニーズに応じた多様な委託訓練を実施した。

■レッツチャレンジ雇用

- ・ 就職困難者(障害者、難病患者、DV被害者等)に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会の提供を行うレッツチャレンジ雇用の周知に努め、令和6年度は、2件の制度利用があり、うち1件が就職につながった。

④福祉施設から一般就労への移行にかかる評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

令和6年4月から法定雇用率が引き上げられた中で、障害者就労支援スタッフによる企業・福祉施設訪問や職業訓練の活用等の就労支援を実施し、福祉施設から一般就労に移行した人數の目標達成に寄与した。

今後の対応方針

障害者就労支援スタッフ等による企業や福祉施設の訪問を引き続き実施するとともに、企業と就労支援機関・福祉施設がつながるイベントを開催し、関係機関と連携しながら施設利用者等の一般就労を推進していく。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標①】

2026(令和8)年度末までに、地域における中核施設として、児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目指します。

- ・ 令和6年度中に新たに中部圏域に1カ所、西部圏域に1カ所設置され、全圏域に児童発達支援センターが設置された。

○児童発達支援センターの設置状況

		中部	東部	北部	西部	南部
基準	2022	2	1	2	0	2
実績	2023	3	1	2	0	2
	2024	4	1	2	1	2
目標	2026	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上

【目標②】

2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センター等を活用した難聴児支援の中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築することを目指します。

- ・ 難聴児の支援について、中核機能を果たす体制の確保及び関係機関の連携体制を構築するため、医療・母子保健・福祉・教育の関係機関と協議を行った。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標③】

2026(令和8)年度末までに、各圏域におけるニーズの増加に応じ、保育所等訪問支援事業所の数を増加させ、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。また、各圏域ごとの児童発達支援センターを中心に地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る体制を構築することを目指します。

○保育所等訪問支援の設置状況

		中部	東部	北部	西部	南部
基準	2022	5	6	3	1	3
実績	2023	6	7	3	1	4
	2024	13	8	4	2	6
目標	2026	増加				

【目標④】

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に円滑に移行できるように、県において、入所児童の移行調整に係る協議の場を設置します。

	2022 (令和4)年度末	2023 (令和5)年度末	2024 (令和6)年度末
協議の場の 設置状況	無	無	無

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標⑤】2026(令和8)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数を増加させ、重度心身障害児が身近な地域で支援を受けられる体制を確保することを目指します。

			中部	東部	北部	西部	南部
児童発達支援 事業所	基準	2022	5	2	2	2	2
	実績	2023	4	2	3	2	3
		2024	4	1	4	1	5
	目標	2026			増加		
放課後等 デイサービス	基準	2022	9	2	3	2	2
	実績	2023	9	2	4	2	3
		2024	9	1	4	1	5
	目標	2026			増加		

【目標⑥】 医療的ケア児支援センターを核とし、2026(令和8)年度末までに、圏域ごとに医療的ケア児等に関する地域コーディネーターを配置するとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が連携し、より地域に密着した支援に取り組むことを目指します。

(コーディネーターの配置)

		県	中部	東部	北部	西部	南部
実績	2023	有	無	無	有	有	無
	2024	有	有	無	有	有	有
目標	2026	有	有	有	有	有	有

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■障害児通所支援

- ・ 障害児通所支援事業所の開設及び運営に対して助言・指導を実施した。

■障害児入所支援

- ・ 医療型短期入所の開設及び運営に対して助言・指導を実施したが、未設置となっている西部圏域・南部圏域においては、新規開設に至らなかった。
なお、医療型短期入所の開設に向けて令和6年度に調整を実施した結果、令和7年4月に北部圏域で1箇所、6月に南部圏域で1箇所が開設した。

■障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

- ・ 幼稚園や保育所等の職員に対する療育技術の指導を実施したり、医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等就園支援コーディネーターを配置し入園調整等を実施した。

■障害児等療育支援事業

- ・ 県内に6か所ある事業所において、外来・訪問による療育指導、療育機関に対する療育技術指導を実施した。
実施施設は6団体：佐賀整肢学園（こども発達医療センター、からつ医療福祉センター）、若楠療育園、くろかみ学園、多機能型支援センターそら、県療育支援センター

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■医療的ケア児等の協議の場に係る取組

- ・ 医療的ケア児等の支援について県協議会の場において、医療、保健、福祉、保育、教育の各分野の関係者と支援に係る連携強化を図った。
- ・ 「佐賀県医療的ケア児支援センター」を核とし、各圏域に医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族、支援者等の相談対応や情報発信等、当事者のライフステージに応じたきめ細やかな支援を実施した。

■発達障害児に係る取組

- ・ 鳥栖市と多久市に設置している発達障害者支援センターでは、市町、医療機関、障害福祉サービス事業所、学校等関係機関との連携を図っており、本人・家族からの相談に対して、適切なアドバイスと必要な支援先への繋ぎを行った。
- ・ 未就学児とその保護者を対象とした「療育指導教室(わくわくキッズ)」、発達障害の高校生を対象とした「佐賀プライド・プログラム」を実施するなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行った。
- ・ 保護者支援については、各圏域でペアレントプログラムを開催するとともに、県療育支援センターにおいてもペアレントトレーニングを開催した。

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■難聴児支援に係る取組

- ・ 医療・母子保健・福祉・教育の関係機関が連携し、新生児聴覚検査で難聴と診断された子を療育につなげるよう関係機関との協議を実施した。

■各種研修

- ・ 療育支援センターにおける各種研修等を通じて保育所・幼稚園・障害児入所施設・障害児通所支援事業所・放課後児童クラブ等の職員に対して支援スキルの向上を図った。

■関係機関との連携

- ・ 医療・母子保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、それぞれの状況やライフステージに応じた支援を行った。

⑤障害児支援の提供体制の整備等に係る評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、県全体で増加した。

児童発達支援センターについては、全圏域に設置された。

医療的ケア児等支援に関する地域コーディネーターを配置し、身近な地域で地域の実情に合った支援を行った。

今後の対応方針

令和6年4月に西部圏域に児童発達支援センターが設置され、全圏域に設置された。今後は児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うため、機能強化を行い、障害児支援体制の強化を図っていく。

医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児支援センターを核として、地域コーディネーターと地域の支援者が連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の強化を図っていく。

⑥相談支援体制の充実・強化

⑥相談支援体制の充実・強化

【目標】

2026(令和8)年度末までに、各圏域で総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

また、各圏域の自立支援協議会において、個別の事例を通じて明らかになった課題を踏まえて、地域の支援体制整備を図ります。

○基幹相談支援センターの設置状況

		中部	東部	北部	西部	南部
基準	2022	1	1	0	2	0
実績	2023	1	1	0	2	0
	2024	1	1	1	2	0
目標	2026	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上

- ・ 基幹相談支援センターが未設置となっている圏域の自立支援協議会において、設置に向けた話し合いが行われているものの、まだ設置には至っていない。
- ・ 各圏域の自立支援協議会において支援体制の更なる充実・強化のため、相談支援の知識・経験が豊富な相談支援アドバイザーを派遣し、助言を行った。
- ・ 各圏域で解決できない事例を県の自立支援協議会で協議できるよう、県の自立支援協議会と圏域の自立支援協議会が連動する仕組みの構築に向けて取り組んだ。

⑥相談支援体制の充実・強化に係る評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

基幹相談支援センターが1カ所増えたが、まだ設置できていない圏域があるため、設置済みの圏域の事例等を共有し、基幹相談支援センターの設置に向けて圏域と一緒に取り組む必要がある。

圏域の自立支援協議会と県の自立支援協議会が連動できるよう、今後も引き続き仕組みの構築に向けて進めていく必要がある。

今後の対応方針

障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を維持するとともに、その充実・強化を図っていく。

基幹相談支援センターが整備されていない圏域については、整備に向け自立支援協議会において助言等を実施していく。

⑦障害福祉サービス等の質を向上させる
ための取組に係る体制の構築

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標】

2026(令和8)年度末までに、県及び市町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指します。

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	目標	—	—	—	—	構築
	実績	—	構築	構築		

⑦障害福祉サービス等の質の向上のための取組

■指導監査結果の関係市町との共有

- ・ 県と20市町が参加する指導監査連絡会議を開催し、市町と指導監査結果の共有を図った。

■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

- ・ 事業所を対象とした集団指導へ市町職員の参加を促すなど、研修の一層の活用を図った。

■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- ・ 佐賀県国民健康保険団体連合会を指導監査連絡会議に招き、市町に対する自立支援審査支払等システムの請求事務の注意点や請求エラーによる返戻事例などの共有を行うとともに、市町がその内容を事業所に周知するなど、市町や事業所との審査結果の共有を図った。

⑦障害福祉サービス等の質の向上のための取組

■計画的な人材養成の推進

- 事業所の依頼に応じて障害者虐待防止法の出前講座を開催するなど、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実を図った。

■職場環境の改善

- 県の「福祉・介護職員待遇改善加算等取得促進事業」で、専門家による事業所向け説明会及び相談会を開催し、事業所の待遇改善加算取得を促進するほか、「福祉・介護職員待遇改善臨時特例交付金」で、職員の賃上げに必要な経費を補助するなど、事業所の職場環境の改善を支援した。
- 現場における働きやすい環境を整備するため、ICTやロボット等の導入に要する経費を支援するとともに、既に導入している事業所において体験会を実施するなど、介護テクノロジーの導入促進を図った。

⑦障害福祉サービス等の質の向上に係る評価と対応方針

2024(令和6)年度評価

指導監査連絡会議の開催を通じて、県と市町の更なる連携を深めるなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築できている。

今後の対応方針

指導監査を適正に実施するとともに、市町と指導監査の結果を共有し、指導監査の充実を図る。

事業所における処遇改善加算等の取得促進に努めるとともに、カスタマーハラスメント等対策事業や介護テクノロジー導入支援事業などを通じて、職場環境の改善を促す。